

6月17日(木) 18:30~

会場：Zoom 及び国労会館大会議室



第 158 定例研究会

誰でも参加できます

Zoom で参加の方は
前日までに連絡ください

化学一般労連の 36 協定の実態と 労働時間管理の取り組み

報告：長田 学 氏（化学一般労連 書記次長）

これからの企画

◆第 159 回定例研究会

日時…7月15日(木) 18:30~

場所…国労会館会議室&Zoom

内容…「コロナ禍の生活保護の状況」

報告者：松内是卓氏

(静岡生健会事務局長)

◆第 11 回定期総会記念講演

日時…8月7日(土) 13:00~

場所…あざれあ第1研修室&Zoom

内容…「ジェンダー平等と

セクシャルハラスメント」

報告者：角田由紀子氏(弁護士)

労働時間管理は会社の責任

化学一般労連は労働時間の到達目標として、年間所定内労働 1,800 時間、時間外労働 1ヶ月 25 時間以内、年次有給休暇の完全消化を掲げて取り組みを進めています。

取り組みの進んでいる支部では、「労働時間管理は、会社の責任」を明確にさせた上で、36 協定をオーバーしそうな組合員（労働者）がいた場合、事前に「どの部署でだれが」「どのような内容の仕事」で「何時間程度超過するのか」それは「一時的、臨時的なものか」について、会社に報告することを義務付けています。

協定の当事者である労働組合が了承しない場合、会社はこの時間外労働はさせることができません。実際に、拒否する事例がしばしばあります。こういう対応ができる支部は、労働者の大多数を組織し、職場において日常活動がしっかり展開できていることが必要条件といえます。

※連絡先：〒420-0851 静岡市葵区黒金町 55 番地 静岡交通ビル 3 階 301 号（静岡県評内）

静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール roudouadv@wave.wbs.ne.jp ホームページ <http://shizuokarouken.sakura.ne.jp/index.html>